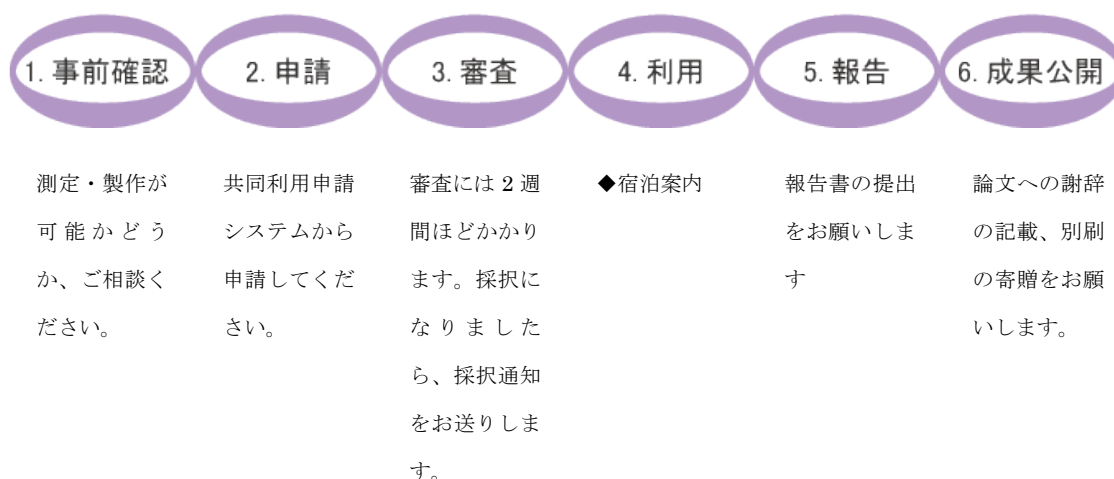


装置開発室利用の手引（所外）

装置開発室

装置開発室は、大学共同利用機関として、日本全国の分子科学および関連分野の研究者の方々に対して、研究教育活動をサポートするための施設利用として、「**装置開発室の設備利用**」と「**実験装置の開発・製作依頼**」の2つの取り組みを行っています。希望者には、一部ですが旅費も支給いたします。

<利用の流れ>



1. 装置開発室の設備利用

研究装置の試作に必要な工作機械や測定機器など、装置開発室が保有する設備が利用できます。施設利用に申請してください。詳しくは、分子研 WEB サイトの公募要項の「装置開発室施設利用」をご覧ください。

2. 実験装置の開発・製作依頼

分子科学分野への技術的貢献、装置開発室の技術水準の向上、装置開発室の保有する技術の積極的活用を目的に、実験装置等の開発製作依頼を受け入れています（材料費は負担願います）。

「ナノテクノロジープラットフォーム」の協力研究（支援要素：装置開発）に申請して下さい。

3. 論文発表に関してのお願い

装置開発室で製作依頼や機器・設備（技術指導や測定依頼なども含む）を利用されて成果を発表される場合は、下記例文のような謝辞を付記していただくようお願いいたします。また、論文が印刷された時には、別刷2部を御寄贈下さい。

（和文） 分子科学研究所装置開発室の技術支援に感謝します。

（英文） We would like to thank the Equipment Development Center (Institute for Molecular Science) for technical support.

また、ナノテクノロジープラットフォーム支援設備を利用した場合は、

（和文） 本研究の一部は、文部科学省ナノテクノロジープラットフォーム事業（分子・物質合成）の支援により分子科学研究所装置開発室で実施された。

（英文） A part of this work was conducted in Equipment Development Center (Institute for Molecular Science), supported by Nanotechnology Platform Program (Molecule and Material Synthesis) of the Ministry of Education, Culture, Sport, Science and Technology (MEXT), Japan.

4. 図面や技術情報の提供

研究者等からの依頼により技術職員が設計・製作した装置には、研究者および技術職員の創意工夫が含まれており、これらが正当に評価・認識・保護されることは、研究者と技術職員との信頼関係を保ち、分子科学に係る技術開発を奨励するために必要です。

したがって、装置開発室で試作した装置に関する独創的技術情報を、研究発表や改良装置の試作等に使用する場合、また担当者以外に技術情報を提供する場合について以下のように取り決めます。

- （1） 事前に担当者間で打合せをし、使用法等につき合意の上使用すること。
- （2） 研究発表に際しては、装置開発室担当者を共著者に含めるか、謝辞に相応の記述をすること。

なお、後者の場合、論文が印刷された時には装置開発室に別刷りを寄贈すること。

- （3） 公表されていない技術情報を担当者以外に提供する場合は、「技術開示に関する覚書」を作成した上で開示すること。

（注） 「担当者」とは、装置の依頼者および設計・製作した技術職員を指す。